

## 大崎町スポーツ大会誘致奨励金支給規則(案)

### (目的)

第1条 この要綱は、本町で大会を実施(主催又は共催)する町内の競技団体・協会に対し、予算の範囲内において大崎町スポーツ大会誘致奨励金(以下「奨励金」という。)を支給することにより、スポーツ大会等の誘致を促進するとともに、町内競技団体・協会の活動を支援し、青少年の健全育成及びスポーツ文化活動に親しめる環境の整備を図り、もって交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的とする。

### (支給対象)

第2条 奨励金の支給対象は、次号に掲げる要件に該当するものとする。

(1)大崎町スポーツ協会構成団体に属していること

### (支給要件)

第3条 奨励金の支給対象となる大会は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすもののうち、理事長が適切と認めたものとする。

(1)町内の宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)に規定するものをいう)を利用すること。ただし、くにの松原キャンプ場は除く。

(2)主たる会場が大崎町内であるもので、宿泊日数が延べ10泊以上のものであること。

(小学生・中学生の選手の保護者も含む)

(3)各種大会の開催に係る会議等への参加のみを目的とするものでないこと。ただし、理事長が特に認める場合を除く。

(4)一般社団法人スポーツ観光おおさきと連携して、計画・開催するもの。

(5)営利を目的とするものではないこと。

(6)政治的又は宗教的活動を目的とするものではないこと。

(7)公序良俗に反しないものであること。

### (奨励金の種類)

第4条 奨励金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)宿泊に係る奨励金

延べ宿泊数に応じて定められた奨励金

### (宿泊に係る奨励金の額及び限度額)

第5条 宿泊に係る奨励金の額は、延べ日数に応じ、次の表に定めた額の通りとする。ただし、限度額は1団体1回につき100,000円とする。

(表)

支給対象	宿泊数(泊)	支給額(円)
大崎町スポーツ協会 構成団体	10～19	10,000
	20～29	20,000
	30～39	30,000
	40～49	40,000
	50～59	50,000
	60～69	60,000
	70～79	70,000
	80～89	80,000
	90～99	90,000
	100～	100,000

(申請方法)

第7条 奨励金の支給を申請しようとする団体は、大崎町スポーツ大会誘致奨励金支給書(別記 第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、大会開始7日前までに理事長に提出しなければならない。ただし、特に理事長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 宿泊者名簿 宿泊者の学生・社会人・保護者、それぞれの宿泊数が記載された名簿

(支給決定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書に記載された事項を審査し、適当と認めたときは、大会終了後に宿泊証明書(第2号様式)の提出を受け、延べ宿泊数を確認した上で、団体又は協会の指定する口座に奨励金を支給するものとする。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。